



埼玉県報

第 679 号
令和 7 年(2025 年)
12 月 19 日
金曜日

目 次

告示

- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 川口都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 県営土地改良事業神戸沼地区（農業用用排水施設整備事業）の緊急防災工事完了（東松山農林振興センター）
- 熊谷都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道秩父上名栗線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道花園本庄線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道花園本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道花園本庄線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第九百三十九号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお
いて縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百四十号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお
いて縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百四十一号

川口市から川口都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県告示第九百四十二号

告 示

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和七年十二月十七日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和七年十二月十九日

埼玉県知事 大野元裕

名 称	病 院	所 在 地	有 效 期 限
蕨市立病院	埼玉県蕨市北町二丁目十二番十 八号	埼玉県蕨市北町二丁目十二番十 八号	令和十年十二月十六日
医療法人慈公会公平病院	埼玉県戸田市笛目南町二十番十 六号	埼玉県戸田市笛目南町二十番十 六号	同右
医療法人社団東光会戸田中央総合病院	埼玉県戸田市本町一丁目十九番 三号	埼玉県戸田市本町一丁目十九番 三号	同右
医療法人財団啓明会中島病院	埼玉県戸田市下戸田二丁目七番 十号	埼玉県戸田市下戸田二丁目七番 十号	同右
社会福祉法人恩賜財団済生会川口総合病院	埼玉県川口市芝三丁目七番十二 番五号	埼玉県川口市芝三丁目七番十二 番五号	同右
医療法人安東病院	埼玉県川口市大字東本郷西谷二 号	埼玉県川口市大字東本郷西谷二 号	同右
医療法人健仁会益子病院	埼玉県川口市並木四丁目六番六 八番六号	埼玉県川口市並木四丁目六番六 八番六号	同右
医療法人刀水会齋藤記念病院	埼玉県川口市大字東本郷西谷二 千二十六番地	埼玉県川口市大字東本郷西谷二 千二十六番地	同右
社会医療法人社団大成会武南病院	埼玉県川口市西青木二丁目十五 番十号	埼玉県川口市西青木二丁目十五 番十号	同右
寿康会病院	埼玉県川口市東川口二丁目十番 八号	埼玉県川口市東川口二丁目十番 八号	同右
医療法人社団協友会東川口病院			

	朝霞厚生病院	埼玉県朝霞市大字浜崎七百三番地 号	二月十六日	令和十年十
医療法人社団武藏野会新座志木中央総合病院	埼玉県新座市東北一丁目七番二号	同右		
医療法人向英会高田整形外科病院	埼玉県新座市野火止六丁目五番二十号	同右		
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	埼玉県和光市諏訪二番一号	同右		
医療法人橘会みずほ台病院	埼玉県富士見市西みずほ台二丁目九番地五号	同右		
医療法人梅原病院	埼玉県春日部市小渕四百五十五番地一	同右		
医療法人財団明理会春日部中央総合病院	埼玉県春日部市緑町五丁目九番四号	同右		
医療法人社団全仁会埼玉筑波病院	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地四百二十番一号	同右		
草加市立病院	埼玉県草加市草加二丁目二十一番一号	同右		
医療法人社団州山会広瀬病院	埼玉県八潮市大字八條二千八百四十番地一	同右		
医療法人社団協友会吉川中央総合病院	埼玉県吉川市大字平沼百十一番地	同右		
越谷市立病院	埼玉県越谷市東越谷十丁目三十番地二番地	同右		
医療法人ヘブロン会大宮中央総合病院	埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目二百二十七番地	同右		
医療法人社団双愛会大宮双愛病院	埼玉県さいたま市大宮区堀之内町二丁目百六十番地	同右		
医療法人明浩会西大宮病院	埼玉県さいたま市中央区新都心丁目千百七十三番地	同右		
さいたま赤十字病院	埼玉県さいたま市中央区新都心	同右		

医療法人聖仁会西部総合病院	埼玉県さいたま市桜区大字上大久保八百八十四番地	令和十年十二月十六日
医療法人秋葉病院	埼玉県さいたま市南区根岸五丁目十三番十号	同右
医療法人博仁会共済病院	埼玉県さいたま市緑区原山三丁目十五番三十一号	同右
医療法人社団弘象会東和病院	埼玉県さいたま市岩槻区東浦和七丁目六番地一	同右
丸山記念総合病院	埼玉県さいたま市岩槻区本町二丁目十番五号	同右
岩槻中央病院	埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻二丁目二番地二十	同右
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	埼玉県上尾市柏座一丁目十番十号	同右
医療法人藤仁会藤村病院	埼玉県上尾市仲町一丁目八番三十三号	同右
東松山医師会病院	埼玉県東松山市神明町一丁目十番十号	同右
医療法人埼玉成恵会病院	埼玉県東松山市大字石橋千七百二十一番地	同右
小川赤十字病院	埼玉県比企郡小川町大字小川千五百二十五番地	同右
医療法人瀬川病院	埼玉県比企郡小川町大字大塚三十番地一	同右
医療法人関越病院	埼玉県鶴ヶ島市大字脚折百四十番地一	同右
埼玉医科大学病院	埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷三十八番地	同右
医療法人豊仁会三井病院	埼玉県川越市大字大袋新田九百七十七番地九	同右
武藏野総合病院		

社会医療法人社団尚篤会 赤心堂病院	埼玉県川越市脇田本町二十五番地十九	令和十年十二月十六日
独立行政法人国立病院機構 構西埼玉中央病院	埼玉県所沢市若狭二丁目千六百七十一番地	同右
防衛医科大学校病院	埼玉県飯能市稻荷町十二番七号	同右
社会医療法人入間川病院	埼玉県狭山市祇園十七番二号	同右
原田病院	埼玉県入間市豊岡一丁目十三番三号	同右
医療法人明晴会西武入間病院	埼玉県入間市大字野田三千七十	同右
医療法人積仁会旭ヶ丘病院	埼玉県日高市大字森戸新田九十九番地一	同右
医療法人社団弘人会中田病院	埼玉県加須市元町六番八号	同右
医療法人十善病院	埼玉県加須市愛宕一丁目九番十	同右
新井病院	埼玉県久喜市久喜中央二丁目二番二十八号	同右
医療法人幸仁会堀中病院	埼玉県幸手市東三丁目一番五号	同右
医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	埼玉県白岡市小久喜九百三十八番地十二	同右
埼玉慈恵病院	埼玉県熊谷市石原三丁目二百八番地	同右
医療法人啓清会関東脳神経外科病院	埼玉県熊谷市代千百二十番地番地	同右
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	埼玉県熊谷市上柴町西五百九十六番地	同右
深谷赤十字病院	埼玉県深谷市原郷五百番地番地一	同右
医療法人葵深谷中央病院	埼玉県深谷市原郷五百番地	同右

医療法人益子会（社団）児
玉中央病院

埼玉県本庄市児玉町児玉南三丁

令和十年十二月十六日

目三番一号

告 示

埼玉県告示第九百四十三号

県営土地改良事業神戸沼地区（農業用用排水施設整備事業）の緊急防災工事を令和七年二月二十日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和七年十二月十九日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第九百四十四号

熊谷市から熊谷都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい
て縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井昌行

- | | |
|---------|--------|
| 一 道路の種類 | 県道 |
| 二 路線名 | 秩父上名栗線 |
| 三 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
	秩父市浦山字精神場三〇三一一番地先から同市浦山字精神場三〇八九番地先まで	区間
一七・五六・四七・九五	五・七八・二九・七六	(敷地の幅員) (メートル)
	二三六・九六	(延長) (メートル)
		備考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒井敦司

一 道路の種類 県道
二 路線名 花園本庄線
三 道路の区域

新B	新A	旧A	旧新別
本庄市栗崎字古川端一一四九番一 地先から同市北堀字前田一九二七 番二地先まで		本庄市西五十子字村東八一五番二 地先から同市北堀字前田一九二七 番二地先まで	区間
一五・〇〇 一〇三・〇四		七・九〇 三六・九〇	敷地の幅員 (メートル)
一二〇七・九〇		三四三九・一〇	延長 (メートル)
	令和七年七月二十五日付け埼玉 県本庄国土整備事務所長告示第 四号の道路予定区域の一部変更 である。		備考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒井敦司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道花園本庄線	本庄市栗崎字古川端一一四九番一地 先から同市北堀字田端一三七番二地	令和七年十二月十九日付け 午後三時	埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第八号で告示した道路 予定区域の一部供用開始 である。延長九〇〇・一三メートル
部分に限る。)			

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道花園本庄線	<p>深谷市榛沢新田字万年橋一一六一番一地先 から</p> <p>同市榛沢字観音寺三九番三地先まで</p> <p>(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>令和七年十二月二十日 午後三時</p>	<p>平成二十四年七月二十七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第二十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始 である。</p> <p>延長二五四一・四六メートル</p>